大阪府外国人医療対策会議設置要綱の改正（案）について

【改正内容等】

1. 大阪府外国人医療対策会議構成員の任期の改正（第３条第２項）

現在、構成員の任期を１年間としていますが、新型コロナウイルスの影響により激減している訪日外国人が急増することを見据えた対応策の検討や、2025年に開催される大阪・関西万博に向けた課題等に対し、継続してご議論いただくことを目的として、任期を３年間に改正するものです。

【改正前】構成員の任期は、１年とする。

【改正後】構成員の任期は、３年とする。

1. 要綱改正の効力の発生日

本要綱改正の施行日は、令和５年４月１日を予定しています。

このため、現在、委嘱させていただいている構成員のみなさまには、委嘱期間どおり令和５年３月３１日までを任期とさせていただき、令和５年４月１日以降に、改めて委嘱させていただく新たな構成員のみなさまから、３年間の任期とします。